

令和4年度 事業報告書

令和4年度（以下「本年度」という。）においては、主要な事業の一つである商事仲裁及び商事調停について、広報活動を強化するために、一般向け又は業界向け等のオンラインセミナーの開催や外部団体主催セミナーへの講師派遣等を積極的に行った。

もう一つの主要事業であるカルネ事業については、発給件数は新型コロナウイルスによるパンデミックの影響を大きく受けた令和2年度以降、緩やかではあるが回復基調を維持しているものの、発給は対通常年度（平成30年度及び令和元年度平均値）と比較すると件数で46.3%、収入では50.5%程度にとどまり、いまだ回復したと言える水準には達していない。

またカルネに関して、昨年11月にICC（国際商業会議所）において来年冬以降の段階的なカルネのデジタル化が決定された。紙のカルネからデジタル化することにより利便性は大幅に向上することになる。その一方で、システム投資に伴うコスト、費用負担が発生することになり、協会の現在の財務状況に鑑みるとカルネ発給手数料の50年ぶりの値上げに踏み切らざるを得ない状況となった。

本年度に実施した主な事業は、下記のとおりである。

I. 仲裁及び調停事件の処理

1. 仲裁事件

仲裁の申立件数は20件であった（図1）。平成27年度以来初めての20件台となった。

上記20件は、いずれも商事仲裁規則に基づく事件であった。また、これらの事件のうち、日本企業と外国企業間の紛争は15件、日本企業間の紛争は5件（うち2件は、海外企業の日本子会社と日本企業間の紛争）であった。

終結事件数は15件あり、うち11件が仲裁判断、2件が当事者の和解に基づく仲裁判断、2件が当事者間の和解による申立ての取下げにより終結した。

また、緊急仲裁の申立ては2件であった。うち1件は緊急仲裁人の選任後に取下げにより終結し、1件は仲裁規則どおり緊急仲裁人の選任から2週間以内に決定が下された。

当協会の仲裁収入となる各申立ての管理料金の合計額は、4,240万円となった（図1）。本年度の申立件数は、対前年度比42.8%増、管理料金収入は対前年度比40.8%増となった（図1、表1）。なお、管理料金の合計額には、昨年度以前に申立てのあった事件について請求金額が変更されたことにより、本年度に支払われた約483万円の追加の管理料金が含まれている。

図1 10年間の申立件数及び収入の推移

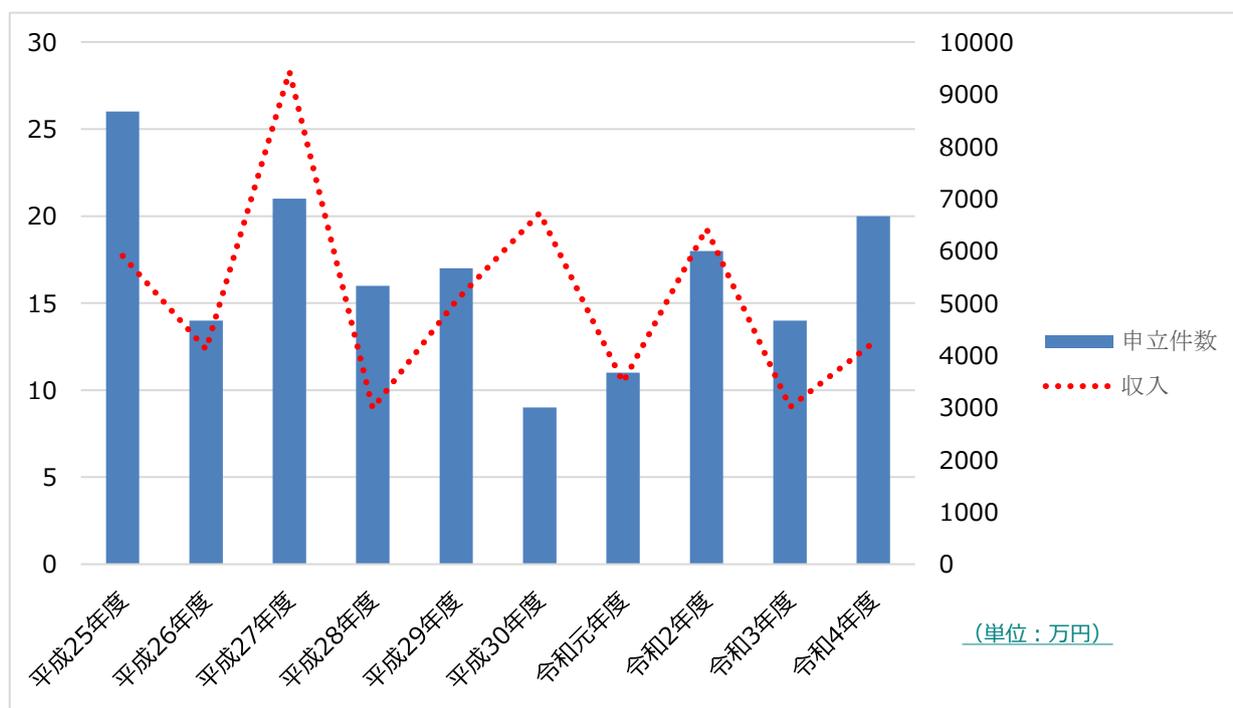


表1 請求金額ごとの申立件数

請求金額及び 請求の経済的価値	件数	
	令和4年度	(参考)令和3年度
1000万円以下	0	0
1000万円超 5000万円以下	3	3
5000万円超 1億円以下	2	1
1億円超 3億円以下	7	4
3億円超 10億円以下	4	2
10億円超 50億円以下	2	2
50億円超 100億円以下	0	0
100億円超	0	0

経済的価値の算定 ができない、 または極めて困難 である請求	2	2
合 計	2 0	1 4

表 2 当事者の国籍

申立人		被申立人	
所在国／地域	人数	所在国／地域	人数
日本	1 4	日本	1 1
オランダ	1	香港	3
韓国	1	英国	2
キプロス	1	韓国	2
シンガポール	1	ベトナム	2
中国	1	台湾	1
香港	1	中国	1
		ルクセンブルク	1

表 3 契約類型

契約類型	件数
業務委託	3
売買	3
建設	2
製品開発	2
ライセンス	2
合弁	1
販売代理店	1
フランチャイズ	1
保険	1
融資	1
その他	3

2. 調停事件

商事調停規則に基づく調停事件の申立てはなかった。

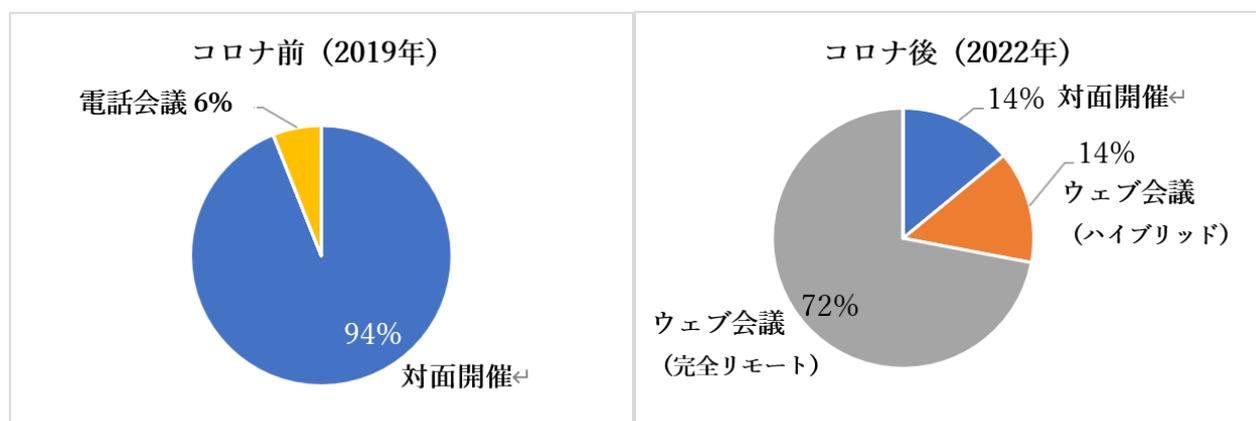
II. 仲裁・調停に関する重点的な取組

仲裁・調停の一層の発展のため、当協会の仲裁の特徴である①迅速性、②仲裁人候補者の多様性、③オンライン活用に関して国際的な認知度の向上に向けて、内外の企業、法曹（司法修習生含む）、大学等の各方面への働きかけを行った。

- ① 迅速性については、2021年の仲裁規則の改正により迅速仲裁制度を導入し、紛争金額が5千万円以下の場合は3か月、3億円以下の場合は6か月で解決することとした。導入後約1年半で迅速仲裁に該当する事案は係争中を含め13件あり、終了した4件のうち2件の事案はいずれも規定の期間内で終了し、残りの2件は当事者合意で期限延長となったが、それぞれ7カ月、9ヶ月で終了した。

	全数	期限内に終了	当事者合意で期限延長
手続終了件数	4	2	2
係属中件数	9	—	1

- ② 仲裁人候補者の多様性については、仲裁人・調停人候補者データベースを当協会のホームページで公表している。これまで国内外からの登載希望者や、JCAA 事件での経験者の中から仲裁人候補者として相応しい候補者を追加登載しデータベースを充実させた結果、仲裁人は468名（うち、日本人119名、外国人349名）、調停人については244名（うち、日本人90名、外国人154名）となった。このように外国国籍の候補者は2／3超となっており国籍数も50超となっている。また、個々の事案によりふさわしい仲裁人を選任ための一助とすることを目的として、各名簿仲裁人に対して、業界及び取引類型ごとの得意分野・専門性に関するアンケート調査を行い、その回答を踏まえてデータベースの内容の充実化を図った。
- ③ オンラインの活用については、新型コロナウイルス感染拡大を契機として紛争解決の会合において積極的に活用されるようになり、下の図のとおりウェブ会議の比率が大幅に上がっている。紛争事案の中には当事者が一度も対面で会うことが無くオンライン会議のみで解決に至ったものもある。これは仲裁・調停の手続きが当事者間での合意で自由に進められる特徴が活かしているものと考えられる。



- ④ これらの仲裁・調停の特徴に関する企業の認知状況を確認するため国際仲裁に関する企業へのアンケートを2022年10月から2023年2月にかけて国際紛争解決センター（JIDRC）と共同で実施した。回答件数は129件と多くはなかったものの国際仲裁に関する認知度は高い企業による回答が多かったが、当協会の活動についての認識は低く、当協会の制度としての推しである上記の①迅速性、②仲裁人の多様性、③オンラインを活用する柔軟性についてあまり知られておらず、また契約時に仲裁条項の交渉において当協会を提示していない企業も一定数あるなど、今後とも企業の認知を向上するための課題が明らかになった。これは今後の広報に向けた足掛かりとして重要と考えている。
- ⑤ また従前の一般企業等に向けた当協会主催セミナー、産業界向けセミナーだけでなく、仲裁・調停に関する人材育成・底上げのため、法務省と連携して司法修習生を対象とした研修プログラムを初めて実施し（法務省実施）、JCAAとして企画参画し、講師を派遣。更に慶応義塾大学が来年度に開講予定の国際仲裁コースへの協力について、同大学とMOUを締結するなど、多様な試みを行っている。

Ⅲ. 仲裁・調停及び紛争予防等に関する普及啓発事業

普及啓発事業として国内向けには、一般企業等に向けた当協会主催セミナーを3つのカテゴリー（紛争解決、英文契約、貿易実務）で実施したところ、これまでの登録者約6000人、視聴者約4000人となっている。また各地域の弁護士会向けには日弁連と連携したウェビナー、企業に近づいての各産業団体向けウェビナーの実施、更に仲裁・調停に関する人材育成・若年層への認知度向上のため、法務省と連携して司法修習生への講義の実施、大学と連携した仲裁・調停の授業への協力を実施。

海外に向けての発信としては、SHIAC（上海）のフォーラムで板東理事長がビデオメッセージにて登壇、国際仲裁サミットでは、田村コーディネーターが登壇しJCAAの活動について情報発信。また法務省、経済産業省、日本国際紛争解決センターと共催で国際仲裁ウェビナー「ベトナムとの取引における国際仲裁の活用」をベトナム内へも広報を行い実施。11月にはJCAA創立69周年記念イベントをオンライン・英語にて実施し、インタラクティブ仲裁等の情報を発信するなど、内外に向けて積極的な情報発信を行っている。

1. 日本企業（社内弁護士を含む）を対象にした事業

仲裁・調停制度を普及啓発するため、協会主催又は外部機関との共催によりセミナーを開催した。（これまでの登録者約6000人、視聴者約4000人）

- ・紛争解決セミナー : 10回
- ・英文契約セミナー : 4回
- ・貿易実務セミナー : 1回

(1) 紛争解決セミナー

- ① 仲裁セミナー「中小企業に役立つ！国際仲裁～海外取引先とのトラブルを解決するために～」(4月22日：登録317／参加201)

- ② 仲裁セミナー「国際仲裁活用に向けてあと一歩」3回シリーズ第1回「裁判か仲裁か～紛争解決手段の検討事項～」(5月27日：登録308／参加：225)
- ③ 仲裁セミナー「国際仲裁活用に向けてあと一歩」3回シリーズ第2回「仲裁の
手続・費用・時間」(7月6日：登録382／参加277)
- ④ JCAA-JIMC 共催調停セミナー「商事紛争の円満解決のための「民間調停」の活用とその事例～納得のある和解に導く調停人の役割～」(7月20日：登録348／参加225)
- ⑤ 仲裁セミナー「インド企業を相手方とする商事契約・商事紛争対応」(9月9日：登録223／参加162)
- ⑥ 仲裁セミナー「国際仲裁活用に向けてあと一歩」3回シリーズ第3回「契約準拠法・仲裁地・仲裁機関の選び方～ドラフティングに関する検討事項～」(10月6日：登録341／参加241)
- ⑦ 法務省、経済産業省、日本国際紛争解決センター、JCAA 共催国際仲裁ウェビナー「ベトナムとの取引における国際仲裁の活用」(10月18日：登録361／参加202)
- ⑧ JCAA-Paul Hastings LLP 共催セミナー「国際紛争で通訳を選出し利用するうえで知っておくべきこと及びその活用法」(11月2日：登録223／参加144)
- ⑨ 紛争解決セミナー「中国・アジアの製品販売契約に関する仲裁条項—中小規模取引契約において、買主と売主を場合わけして、質とコストを考慮した紛争解決条項を検討する—」(1月23日：登録240／参加172)
- ⑩ 国際調停セミナー「国際調停の具体的なノウハウとビジネスにおける活用法—国際仲裁・訴訟との組み合わせが活きるケーススタディも含めて—」(2月15日：登録325人／参加234)

(2) 英文契約セミナー

- ① 英文契約セミナー「国際取引における売買契約の基本実務～欧米の買収契約実務も踏まえて～」(6月10日：登録454／参加359)
講師：木津嘉之(西村あさひ法律事務所弁護士)
- ② 英文契約セミナー「国際紛争事例から考える英文契約作成の戦略と実践」
講師：都留綾子(フリーマン国際法律事務所弁護士)(9月30日：登録509／参加379)
- ③ 英文契約セミナー「国際技術ライセンス契約の基礎実務—読解・ドラフティングの必須知識—」(11月15日：登録369／参加280)
講師：小林和弘(大江橋法律事務所弁護士)
- ④ 英文契約セミナー「国際販売店・代理店契約の主要条項とドラフティングの必須知識」(3月29日：登録394／参加297)
講師：赤川圭(アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士)
佐藤絵美香(アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士)

(3) 貿易実務セミナー

貿易実務セミナー「国際ビジネスで起きやすい誤解の実例とその回避策」

(10月21日：登録333／参加250)

講師：亀田尚己（同志社大学名誉教授）

(4) ユーチューブ、JCAA チャンネルでの仲裁調停情報等の配信

動画による情報提供として、ユーチューブに JCAA のチャンネルを活用し、当協会主催の仲裁・調停セミナー、英文契約セミナー、貿易実務セミナーの動画を講師の了解を得て配信し、いつでも、ゆっくり、繰り返し視聴できるよう整備し理解の促進を図っている。

【動画の視聴実績（2022年度公開動画の累計再生回数）】

- 仲裁・調停関係：3831回
- 英文契約関係：1020回
- 貿易実務関係：2019回

(5) 仲裁制度の普及啓発のための政策支援機関との協力

海外展開中又は海外取引に関心がある中堅・中小企業に対し、幅広く仲裁の普及啓発を行うため、上記セミナー等の開催情報について、以下の政策実施機関に協力要請を行い、各ネットワークを通じて情報発信を行うことにより、大都市圏だけでなく地方都市の企業から、更には海外の企業から多くのセミナー視聴を得ることができている。

- 協力依頼先：日本商工会議所、ジェトロ、日本組織内弁護士協会（JLIA）、経営法友会、日本政策金融公庫、海外建設協会、貿易アドバイザー協会、中小企業基盤整備機構等の産業支援機関や当協会の事務局を担う神戸商工会議所、名古屋商工会議所、大阪商工会議所、横浜商工会議所等

(6) 商事仲裁に関する他機関主催の説明会等への講師派遣

関係機関、業界団体等に対し、仲裁の普及啓発に向け、説明の機会を求めるとともに、説明会への講師派遣の要請に積極的に応じた。

- 「オンライン審問・調停の実務とノウハウ」（主催：JIDRC：5月11日）
- JETRO 企業対応者向けウェビナー（2月7日）

(7) 業界向け仲裁セミナー

経済産業省及び法務省、JIDRC との連携により、個別の業界団体の会員に対し、仲裁の普及・啓発のための仲裁セミナーを8回実施した。

- 5月24日：地域未来牽引企業（経済産業大臣認定企業）
- 5月31日：日本化学品輸出入協会
- 6月16日：東京都中小企業診断士協会
- 6月17日：日本チェーンストア協会、日本百貨店協会
- 6月23日：日本繊維輸入組合、日本繊維輸出組合、テキスタイル倶楽部

- 7月22日：貿易アドバイザー協会
- 10月11日：医薬品企業法務研究会
- 1月26日：中小企業診断協会

2. 国内専門家を対象にした事業

(1) 司法修習生向けの国際仲裁修習プログラムへの講師派遣

法務省主導により、司法修習生の選択型実務修習（全国プログラム）として、本年度に初めて、国際仲裁修習プログラムが開催され、仲裁調停部 小川課長を講師として派遣した。A班・B班に分かれて計26名が登録し、JCAA仲裁の特徴や仲裁機関の役割を紹介した。

(2) 専門誌（JCA ジャーナル）による情報発信

仲裁や調停を含む国際紛争処理や国際商取引の法務・実務に関する有益な情報提供を目的として、法律家や実務家、企業の方々を執筆者とする専門誌「JCA ジャーナル」を毎月発行し、会員を中心に配付した。昨年度から継続している連載の他、本年度の主な特徴は以下のとおりである。

- 中国律師の執筆による「中国における紛争解決の基本と実務」と題する新連載を開始した。本連載では中国企業との契約交渉から紛争の解決までを網羅的に解説する論考を掲載。
- 仲裁について網羅的に解説する「国際商事仲裁の基本実務講座」と題する連載を開始した。本連載では初心者が通読することで仲裁の全体像を理解できるようにすることを狙いとした。
- 調停技法について網羅的に解説する「企業法務のための調停技法講座」と題する連載を開始した。本連載では、評価型の調停ではなく、和解促進型の調停を実施するための技法について解説した。

3. 海外（専門家、海外仲裁機関、海外企業）向け事業

(1) 海外機関主催のセミナーへの参加

海外の仲裁機関や法律事務所等が主催するセミナーに参加し、日本を仲裁地とする国際仲裁の活性化や当協会の仲裁制度について紹介した。

- 第4回上海国際仲裁フォーラム（SHIAC：11月9日）
板東理事長が、RCEP経済圏を巡る日本の経済情勢とJCAAとしての貢献について、ビデオメッセージにて登壇した。
- 8th Annual International Arbitration & Corporate Crime Summit
講師：田村充（JCAA コーディネーター）：12月1日
- 長江デルタ金融法治フォーラム
板東理事長がビデオスピーチを行った（江蘇大学ほか：2月19日）
- California International Arbitration Week 2023
講師：ミリアム・ローズ・アイヴァン・ロペズ・ペレイラ（JCAA 広報担当、大江橋法律事務所弁護士）

- Chartered Institute of Arbitrators East Asia Branch Young Members Group 4th Annual Conference
香港にて開催された若手仲裁実務家向け年次大会に、仲裁調停部 小川課長がパネリストとして参加した（2月24日）。
- Tenth LL.M. International Commercial & Investment Arbitration Moot Competition (American University Washington College of Law)
ワシントン D. C. にて開催された模擬仲裁大会に、山本理事がビデオメッセージにて登壇し、仲裁調停部 小川課長が講師として参加した（3月23日、24日）。

(2) 商事仲裁に関するセミナーの開催

- JCAA-PICCR 共催仲裁セミナー「フィリピンとの取引における国際仲裁の活用」：11月15日
講師：ミリアム・ローズ・アイヴァン・ロペズ・ペレイラ（JCAA 広報担当、大江橋法律事務所弁護士）ほか
- JCAA 創立69周年記念イベント：国際仲裁の新たな潮流ーテクノロジーの活用とインタラクティブ仲裁規則ー：11月18日：登録389／参加210）
講師：板東理事長冒頭挨拶
トニー・アンドリオティス（JCAA 広報担当、DLA Piper 弁護士）、
ミリアム・ローズ・アイヴァン・ロペズ・ペレイラ（JCAA 広報担当、大江橋法律事務所弁護士）、ダグラス・フリーマン弁護士ほか

(3) 慶応大学との MOU の締結

慶応大学法学研究科が、国内外の実務家等を対象として、来年度より開講予定の英語での国際仲裁コースについて、JCAA が、プログラム及び教材の作成や講師派遣について協力することを内容とする MOU を締結し、仲裁調停部 小川課長が講師として参加することとなった。

(4) 英文誌：Japan Commercial Arbitration Journal による情報発信

英文誌：Japan Commercial Arbitration Journal の Vol. 3 を発刊した（9月）。本号では JCAA の仲裁人選任規則、インタラクティブ仲裁規則の基づく仲裁手続の実例紹介といった JCAA 仲裁・調停についての情報発信に加え、オンラインによる手続、日本における ADR の活用、訴訟手続の迅速化などといった日本における紛争解決の最新状況についての論考を計13本掲載した。

4. 会員向けサービス事業

JCAA の会員向けに実施している法律相談・貿易実務相談の実績は以下のとおりである。国際取引に内在するリスクの所在を指摘するとともに、これを回避する手段等について助言すること、またトラブルを予防・解決するための手段や方法について助言することを目的として、下記の各種相談事業を実施した。

a. 法律相談

国際取引、国際契約等の分野に幅広い知識と豊富な経験を有する渉外弁護士が担当している（相談件数：21件）。

内容：売買契約、代理店契約、ライセンス契約、秘密保持契約等のリーガルチェックの要望が寄せられた。

b. 中国・台湾・インド専門法律相談

トラブルに中国・台湾・インド固有の事情が多々存在することもあることに鑑み、中国・台湾・インド問題専門の日本人弁護士と中国及び台湾弁護士資格を有する中国律師が企業の様々な質問に対応している（相談件数：9件）。

内容：売買契約、OEM契約等のリーガルチェックのほか、中国の関税や中国での会社清算に関する相談が寄せられた。

c. 貿易実務専門相談

実務経験豊富な貿易実務専門家（ジェトロ認定貿易アドバイザーおよびAIBA認定貿易アドバイザー）が、貿易実務にかかわる問題等について対応している（相談件数：3件）。

内容：中国での原産地証明や中東向けの輸出について相談が寄せられた。

5. 英文契約書ひな型（出版物）の販売

「そのまま使えるモデル英文契約書シリーズ」は、経験豊富な渉外弁護士監修の下、英文契約書作成時に検討すべき一般的条項を網羅した上で英語及び日本語の契約条文と各条文の解説を掲載し、特に、JCAAを指定した仲裁条項について詳説した英文契約書ひな型。本年度、新たに「実施許諾契約書【被許諾者用】」を発刊した。2022年度の販売部数は836部。また、法律書籍のサブスクリプション会社に対し同シリーズのPDFデータの有償提供を行った（ライセンス料は約103万円（2月分までの実績、一般販売515冊分相当））。

6. その他の活動実績

(1) 広報活動

- 12月14日～16日に東京ビッグサイトにて開催予定の新価値創造展（中小企業展同時開催）においてJCAAは企業を支援する機関としてジェトロ等と並び出展し、資料説明及び配布を行った。

(2) 研究会活動

名古屋事務所において、主に当協会員をメンバーとする「国際取引研究会」を以下のテーマで開催

- 「アジアにおける製造合弁会社設立時の検討事項について一合弁契約を中心に」(5月17日)
- 国際紛争解決の手段に関する考察—国際調停を中心に—(7月19日)

- 外国判決の日本国内における強制執行事例紹介（最高裁第三小法廷令和3年5月25日判決）（9月13日）
- 国際仲裁事件の検討ー直近の日本企業が関与した事例ー（11月22日）
- 英文契約の新しい潮流（1月17日）
- 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインについて（3月14日）

(3) JCAA 仲裁に関する JAA 関西支部との共同勉強会を以下のテーマで開催

- 仲裁人の選任プロセスについて（6月2日）
- 調停・和解について（10月6日）
- 仲裁合意の非署名者への効力（1月24日）

IV. カルネ事業

令和4年度に入ってから、コロナ禍で減少していた展示会や撮影用の発給申請が徐々に回復傾向となり、対前年度比では件数170.0%、収入155.5%となった（表4、表5）。しかしながら対通常年度比（平成30年及び令和元年度実績の平均値）では件数46.4%、収入50.5%とコロナ禍前の水準には戻っておらず、今年度以降の回復については依然として不確実なものとなっている。

なお、コロナ禍に対応するため財務省と調整の上で発給を開始していたリプレースメントカルネ（有効期限延長カルネ）は、感染の収束状況を踏まえ財務省と調整し終了した。

このような中で2022年11月には、ICCを中心として2027年を目途としてカルネのデジタル化を行うことが決定された。紙からデジタルへのペーパーレス化は世の中の流れとなっており、それにより利用者の便益の大幅な向上につながることを期待されるが、来年以降、ある国の関税当局がデジタル化を決定した場合には、当該国向けのカルネはすべてデジタルで発給する必要がある、カルネ発給機関の責任としてこれに対応するため、当協会のシステムとICCのシステムを統合する開発を開始せざるを得ない状況となった。

しかしながら当協会のデジタル化のためのシステム投資やICCへの追加分担金を当協会の現下の財務状況の中で呑み込むことは受け入れ困難なリスクであることから、この際、制度発足以来50年ぶりとなる発給手数料の引き上げを行うこととし、本事業を承認した財務省及び委託者である日本商工会議所に説明した上で了解を得て、発給件数あたり14000円の現行手数料を18000円へと引き上げる方向とした。

1. 全カルネ発給実績

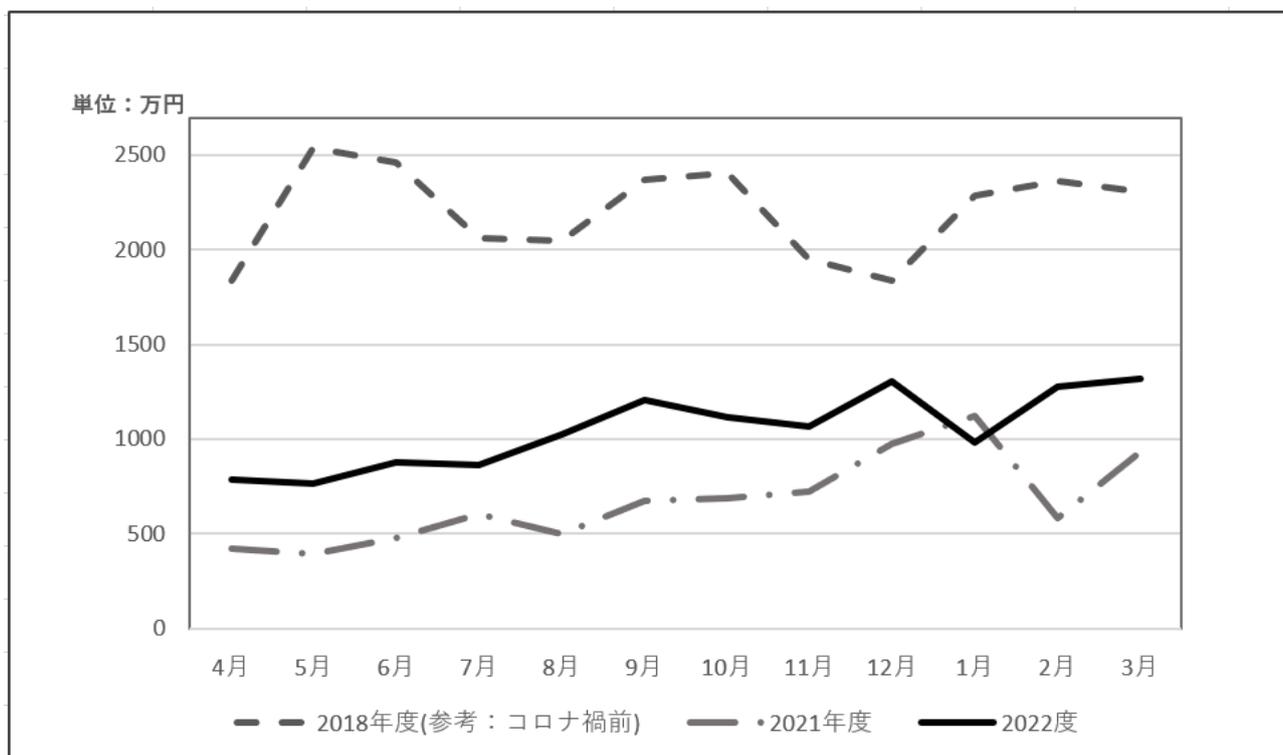
表4 令和4年度の全カルネ発給実績

	発 給 件 数						収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	その他	計	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
4月	54	97	59	0	210	175.0	790	187.6
5月	42	91	70	0	203	203.0	765	195.1
6月	44	110	81	0	235	176.7	878	183.1
7月	42	131	70	2	245	175.0	862	142.6
8月	61	126	116	1	304	211.1	1,028	206.2
9月	54	159	139	1	353	183.9	1,207	179.3
10月	75	159	79	10	323	166.5	1,119	161.9
11月	51	180	62	5	298	155.2	1,069	147.3
12月	79	192	92	1	364	161.1	1,307	133.6
1月	48	174	126	0	348	112.6	984	87.3
2月	54	196	151	2	403	242.8	1,281	220.2
3月	72	176	144	0	392	159.4	1,319	140.9
計	676	1,791	1,189	22	3,678	170.0	12,609	155.5

その他*：一時輸入国税関指示用途

表5 (参考) 10年間の全カルネ発給実績

	発給件数		収入	
	(件)	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
平成25年度 (2013年度)	7,883	104.2	23,435	104.5
平成26年度 (2014年度)	7,968	101.1	23,824	101.7
平成27年度 (2015年度)	8,236	103.4	24,846	104.3
平成28年度 (2016年度)	8,364	101.6	24,635	99.2
平成29年度 (2017年度)	8,531	102.0	26,012	105.6
平成30年度 (2018年度)	8,376	98.2	26,467	101.8
令和元年度 (2019年度)	7,487	89.4	23,448	88.6
令和2年度 (2020年度)	1,617	21.6	5,909	25.2
令和3年度 (2021年度)	2,163	133.8	8,111	137.3
令和4年度 (2022年度)	3,678	170.0	12,609	155.5



2. ATAカルネ

(1) ATAカルネ発給実績

全カルネのうち95%を占めるATA条約に基づくカルネの発給は、本年度に入ってからやや回復傾向となり、前年度と比べて件数70.3%、収入は55.9%増加した(表6、表7)。

表6 令和4年度のATAカルネ発給実績

	発 給 件 数						収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	その他	計	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
4月	53	96	57	0	206	180.7	772	195.1
5月	41	87	66	0	194	206.4	733	194.1
6月	42	108	79	0	229	174.8	859	182.0
7月	40	130	67	2	239	181.1	832	145.9
8月	57	118	110	1	286	205.8	975	201.8
9月	52	156	137	1	346	191.2	1,189	186.6
10月	72	151	77	10	310	168.5	1,073	167.8
11月	51	174	62	5	292	159.6	1,047	148.2
12月	74	182	89	1	346	158.7	1,251	133.6
1月	45	163	122	0	330	108.9	941	84.7
2月	54	187	148	2	391	241.4	1,242	217.9
3月	68	165	138	0	371	156.5	1,262	139.3
計	649	1,717	1,152	22	3,540	170.3	12,176	155.9

その他*：一時輸入国税関指示用途

表7 (参考) 10年間のATAカルネ発給実績

	発 給 件 数		収 入	
	(件)	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
平成25年度 (2013年度)	7,523	104.0	22,344	104.0
平成26年度 (2014年度)	7,596	101.0	22,597	101.0
平成27年度 (2015年度)	7,852	103.4	23,665	104.7
平成28年度 (2016年度)	7,971	101.5	23,492	99.3
平成29年度 (2017年度)	8,128	102.0	24,821	105.7
平成30年度 (2018年度)	8,028	98.8	25,335	102.1
令和元年度 (2019年度)	7,141	89.0	22,474	88.7
令和2年度 (2020年度)	1,548	21.7	5,643	25.1
令和3年度 (2021年度)	2,079	134.3	7,808	134.3
令和4年度 (2022年度)	3,540	170.3	12,176	155.9

(2) 再輸出不履行に係るATAカルネに関する輸入税等の支払い実績

①当協会発給カルネについて外国税関(外国保証団体経由)に支払った事案

14件 / 742万円

②外国発給カルネについて、本邦税関に支払った事案

27件 / 786万円

3. SCCカルネ(台湾向けカルネ)

(1) SCCカルネ発給実績

SCC協定に基づくカルネの発給は発給件数が少ないために、月別の前年度比は件数、収入とも変動幅が大きいが、前年度より件数は64.3%、収入は42.9%増加した(表8)。

表 8 令和 4 年度の S C C カルネ発給実績

	発 給 件 数						収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	その他	計	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
4 月	1	1	2	0	4	66.7	18	72.3
5 月	1	4	4	0	9	150.0	33	221.6
6 月	2	2	2	0	6	300.0	19	253.1
7 月	2	1	3	0	6	75.0	29	87.2
8 月	4	8	6	0	18	360.0	53	344.1
9 月	2	3	2	0	7	63.6	18	49.9
10 月	3	8	2	0	13	130.0	47	89.8
11 月	0	6	0	0	6	66.7	22	113.4
12 月	5	10	3	0	18	225.0	56	132.5
1 月	3	11	4	0	18	300.0	43	272.2
2 月	0	9	3	0	12	300.0	39	332.4
3 月	4	11	6	0	21	233.3	56	192.8
計	27	74	37	0	138	164.3	433	142.9

その他*：台湾税関指示用途

(2) 再輸出不履行に係る S C C カルネに関する輸入税の支払い実績

- ①当協会発給カルネについて台湾税関（台湾保証団体経由）に支払った事案
0 件 / 0 万円
- ②台湾発給カルネについて本邦税関に支払った事案
0 件 / 0 万円

4. カルネ制度の普及・広報活動

- (1) 当協会発行の「J C A ジャーナル」にカルネの P R 広告を掲載した。
(令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月)
- (2) 関税協会発行の「貿易と関税」にカルネの広告を掲載した。
(令和 4 年 4 月、5 月)
- (3) 過去に実施したセミナーの動画を YouTube 当協会公式チャンネルにて公開のほか、カルネ通関や記入例をわかりやすくまとめた以下の動画を公開した。
 - ・カルネハンドキャリー通関の流れ
 - ・ハンドキャリー通関の場合の A T A カルネ記入例
- (4) 各経済産業局へ A T A カルネ利用促進のためのチラシを送付し中小企業等への手交を依頼。(2022 年 6 月)
- (5) 主要 1 2 税関へ上記利用促進のためのチラシを送付し、税関利用者への手交を依頼。(2022 年 6・10 月)
- (6) 東京ドームでの中小企業基盤整備機構による「新価値創造展 2022 (第 18 回中小企業総合展 東京)」に出店し、カルネ利用促進のためのチラシ配布や説明。
(2022 年 12 月)

その他、他の団体の講師として派遣される際にも、仲裁事業に加えてカルネ事業についても周知活動を行うよう努めている。

5. カルネの電子申請利用登録

令和2年11月16日から運用を開始したカルネの電子申請の利用登録状況は、3月末で1,614社と昨年度末から849社増加した。うち383社は電子申請開始後の新規利用登録企業である。

6. カルネのデジタル化

現状は紙で発給しているATAカルネのデジタル化については、ICC（世界商業会議所）が2027年を目途として推進することを2022年11月に決定した。このため当協会としてもカルネ発給申請管理システムとICCのシステムを統合するためのシステム開発を3月から開始した。

このシステム開発は既に稼働している当協会の発給申請管理システムの開発・運用を担っているSGN社に約5000万円にて開発委託し、2024年3月には完成する予定となっている。開発費用の支払いは財務状況に鑑み5年間に分割支払いを行う予定だが、別途費用負担の軽減に向けて申請中の事業再構築補助金（中小企業庁補助金）が採択された場合には2000万円を上限として補助が得られる予定だが、この場合には一括に支払いを行うことができる見通しである。

V. 協会全体の事業等

1. ウェブサイト及びメルマガを通じた情報発信

当協会ウェブサイト（日本語、英語対応、スマートフォンやタブレットにも対応）の継続的見直しを通じて、開催予定のセミナー情報等の最新の情報を発信するとともに、仲裁専門家や当協会会員向けのメールマガジン配信を開始することで情報を届けその中のアドレスからHPの新しい情報へと誘導するようにしている。セミナー後のアンケートによると、協会メルマガの情報がセミナー参加につながったとの回答が増加しており、有効に機能している。会員向けメルマガ発行は、セミナー開催案内など毎月2～3回の頻度で発行している。

2. 広報チャネルの拡大

国際仲裁の活性化に向けての政府の取組方針として、関係行政機関等の連携・協力により総合的かつ効果的な取組を推進するとされていることから、当協会のセミナー開催などについて効果的に広報を行うための協力を依頼している。

例えば本年度のベトナム向けセミナー開催では経済産業省及び法務省と共催、また外務省及び日本貿易振興機構（JETRO）の後援を得た。ベトナムの現地広報に当たっては、ハノイ、ホーチミンの大使館及び同地のジェトロ事務所から現地企業とベトナム企業・法曹への情報展開の協力を得て実施した。国内向けには経済産業省及び地方経済産業局、中小企業基盤整備機構のメールマガジンやHPへの掲載等の協力により企業へのより広範な情報展開を図った。

3. 新型コロナウイルスの感染防止対策及び事業継続

新型コロナウイルスの職員への感染及び職員が感染した場合の来訪者への感染を防止するため、緊急事態宣言の発令に対応してテレワークの実施を極力増やし、例えばカルネの発給など協会内での作業が必要な業務についても出勤体制を分割・調整した。職員に感染者も出たが、これにより業務の継続が可能となった。

事業継続計画のもとで今回のテレワークを実施したが、これまでの自宅 PC からのクラウド保管情報へのアクセスや業務関係先へのメール連絡などが問題なく行われた。

VI. 会議の開催

1. 理事会

(1) 第49回理事会：令和4年5月9日開催（書面表決）

【決議事項】

第1号議案 第14回定時社員総会の招集（開催）の件

(2) 第50回理事会：令和4年6月3日開催（ハイブリッド方式）

【決議事項】

第1号議案 令和3年度事業報告及び決算（案）について

第2号議案 新入会員の承認について

第3号議案 慶弔見舞金規程の改正について

(3) 第51回理事会：令和4年6月3日開催（ハイブリッド方式）

【決議事項】

第1号議案 代表理事（理事長）、業務執行理事（常務理事）、特定業務執行理事の選任について

第2号議案 顧問、参与の推薦について

(4) 第52回理事会：令和4年12月13日開催（オンライン）

【報告事項】

報告事項1 令和4年度上期（4月～11月）の事業報告について

【決議事項】

第1号議案 第1号議案 顧問・参与の推薦について

2. 総会

第14回定時社員総会：令和4年6月3日開催（ハイブリッド方式）

【報告事項】

報告事項1 令和3年度事業報告について

【決議事項】

第1号議案 令和3年度決算（案）について

第2号議案 任期満了に伴う理事・監事の改選について

Ⅶ. 会員等状況

1. 会 員

令和5年3月末現在の正会員数は、453社（令和4年度入会：7社、同年度退会：15社、前年度比：8社減）であり、賛助会員数は38名（令和4年度入会：12名、同年度退会：5名、前年度比：7名増）であった。

2. 役員等

役員等の就任状況は、代表理事・理事長1名、業務執行理事・常務理事1名、特定業務執行理事（仲裁・調停担当）1名、理事20名、監事2名、最高顧問1名、特別顧問6名、顧問5名、参与5名であった。

Ⅷ. 附属明細書

- ・該当事項なし